



老健第96号
平成12年4月26日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局老人保健課長

介護老人保健施設からの退所時における老人訪問看護指示加算
に係る訪問看護指示書の様式について

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老健第40号）」において、別に通知するものとされていたところであるが、今般、別紙のとおりお示しすることとしたので、御了知の上、その取扱いに遺憾のないよう関係者等に対し、周知徹底を図られたい。

(別紙)

訪問看護指示書

指示期間(平成 年 月 日 ~ 年 月 日)

入所者氏名			生年月日	明・火・昭・平 年 月 日生(歳)		
入所者住所	電話() -					
主たる傷病名						
現	病状・治療 状態					
	投与中の薬 剤の用法・ 用量	1 3 5	2 4 6			
の	日常生活自 立度	寝たきり度	J	A	B	C
		褥瘡の状況	I	II	III	IV
状	要介護認定の状況		自立	要支援	要介護度(12345)	
況	装着・使用 医療機器等 (番号に○ 印)	1 自動腹膜透析装置 2 透析液供給装置 3 酸素療法(/min) 4 吸引器 5 中心静脈栄養 6 輸液ポンプ 7 経管栄養(経鼻・胃瘻:チューブサイズ 日に1回交換) 8 留置カテーテル(サイズ 日に1回交換) 9 人工呼吸器 (陽圧式・陰圧式:設定) 10 気管カニューレ(サイズ) 11 ドレーン(部位: 12 人工肛門 13 人工膀胱 14 その他(
留意事項及び指示事項						
I 療養生活指導上の留意事項						
.....						
II 1 リハビリテーション 2 褥瘡の処置等 3 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4 その他						
緊急時の連絡先 不在時の対応法						
特記すべき留意事項(注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往等あれば記載して下さい。)						

上記のとおり、指定訪問看護の実施を指示いたします。

平成 年 月 日

介護老人保健施設名
住 所
電 話
(F A X)

介護老人保健施設医師氏名
殿

印

指定訪問看護ステーション